

財 国 第 970 号
令 和 4 年 4 月 8 日

関係団体 各位

財 務 省 国 際 局 長 三 村 淳

**令和4年3月4日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に
関する法律の適正な履行等について**

今般、令和4年3月1日から4日までに開催された FATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択され、別添のとおり警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び財務省国際局長から、周知徹底方の要請がありました。

については、外貨両替業務を営む傘下会員等に対し、上記声明を周知願います。なお、その際には、以下の点についても併せて周知願います。

- (1) イラン・イスラム共和国及び北朝鮮について、これまでの要請(別紙)に引き続き留意すること。
- (2) イラン・イスラム共和国について、FATF が、強化された顧客管理の適用や、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制の導入等を要請してきたことに加え、引き続き効果的な対抗措置を適用するよう要請している点に留意すること。
- (3) 引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底すること。

【 機 密 性 1 情 報 】
警察庁丙組組企発第 196 号
財 国 第 8 8 6 号
令 和 4 年 4 月 1 日

財 務 省 国 際 局 長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 渡 邊 国 佳

財 務 省 国 際 局 長 三 村 淳

令和4年3月4日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について

今般、令和4年3月1日から4日までに開催された FATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明（別添）が採択された。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。

High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – March 2022

High-risk jurisdictions have significant strategic deficiencies in their regimes to counter money laundering, terrorist financing, and financing of proliferation. For all countries identified as high-risk, the FATF calls on all members and urges all jurisdictions to apply enhanced due diligence, and, in the most serious cases, countries are called upon to apply counter-measures to protect the international financial system from the money laundering, terrorist financing, and proliferation financing (ML/TF/PF) risks emanating from the country. This list is often externally referred to as the “black list”. Since February 2020, in light of the COVID-19 pandemic, the FATF has paused the review process for countries in the list of High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action, given that they are already subject to the FATF’s call for countermeasures. Therefore, please refer to the statement on these jurisdictions adopted in February 2020. While the statement may not necessarily reflect the most recent status of Iran and the Democratic People’s Republic of Korea’s AML/CFT regimes, the FATF’s call for action on these high-risk jurisdictions remains in effect.

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)

行動要請対象の高リスク国・地域

2022年3月

(仮訳)

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国・地域に関して、FATFは、強化された顧客管理を適用することを加盟国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国・地域は、高リスク国・地域から生じる資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。すでにFATFの対抗措置の要請に服していることに鑑み、新型コロナウイルスのパンデミックに照らして、2020年2月以降、FATFは行動要請対象の高リスク国・地域のリストの国・地域に対するレビュープロセスを一時休止している。したがって、2020年2月に採択されたこれらの国・地域に対する声明を参照されたい。その声明はイランと北朝鮮のAML/CFT体制の直近の状態を必ずしも反映したものではないが、FATFのこれらの高リスク国・地域に対する行動要請は効力を有している。

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)

(以上)

イラン・イスラム共和国

発出日	件名
平成28年1月22日	イラン・イスラム共和国の核開発等に関連する措置について

北朝鮮

発出日	件名
平成18年9月19日	北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について
平成18年10月13日	北朝鮮による核実験に係る対北朝鮮輸入禁止等の影響について(要請)
平成21年5月22日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
平成21年7月7日	北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置等について
平成21年7月24日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
平成25年2月6日	北朝鮮の金融機関との取引等に関する監視強化について
平成25年4月5日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2094号の採択について
平成28年2月26日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成28年3月11日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2270号の採択について
平成28年7月7日	北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について
平成28年12月9日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2321号の採択及び我が国独自の金融関連措置について
平成29年6月13日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2356号の採択について
平成29年7月31日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年8月16日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2371号の採択について
平成29年8月29日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年9月22日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2375号の採択について
平成29年10月18日	北朝鮮の金融機関との取引等について
平成29年11月7日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年12月19日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成30年1月12日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2397号の採択について
平成30年3月5日	北朝鮮に対する安保理決議に抵触する船舶への保険または再保険付与の禁止について